理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

　当法人では、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、定款にて、以下のとおり定めております。

定款（抜粋）

第４章　評議員

（評議員の報酬等）

第15条　評議員に対しては、各年度の報酬が200万円を超えない範囲で、評議員会に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２ 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。

第６章　役員

（役員の報酬等）

第33条　理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。ただし、理事及び監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

２ 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。